

保険金・給付金のお受取りについて

ご請求のしおり

- この冊子は、保険金・給付金をお受取りいただける場合・お受取りいただけない場合や、ご請求をされる際のお手続きについて説明しています。
- ご契約者以外の方を受取人に指定されている場合は、ご請求に備えてあらかじめ受取人に保障内容をお知らせされるとともに、ご請求に際してはこの冊子をお読みいただくようお願いされることをお勧めします。

入院給付金や保険金などに関する
お問い合わせ先

大同生命コールセンター

0120-789-503

(通話料無料)

受付時間 9:00~18:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

〈 目 次 〉

I 保険金や給付金をもれなくご請求いただくために 2ページ

II 保険金や給付金のご請求手続きについて 7ページ

■ご請求手続きの流れ	7ページ
■指定代理請求制度	9ページ
■ご請求時の事実確認	10ページ
■診断書取得費用相当額を当社で負担する場合	10ページ
■保険金のお受取り方法	11ページ

III 保険金や給付金をお受取りいただける場合・いただけない場合 12ページ

■事例1：入院一時金 ～給付責任開始の日と発病時期～	12ページ
■事例2：入院一時金 ～1回の入院に対する支払限度～	13ページ
■事例3：手術給付金 ～公的医療保険の手術に列挙されている手術等～	14ページ
■事例4：高度障がい保険金 ～高度障がい状態と「回復の見込み」～	15ページ
■事例5：高度障がい保険金 ～給付責任開始の日と発病時期～	16ページ
■事例6：重大疾病保険金 ～約款に定める重大疾病～	17ページ
■事例7：死亡保険金 ～告知義務違反の場合～	18ページ
■事例8：死亡保険金 ～自殺の場合～	19ページ
■事例9：災害死亡保険金 ～不慮の事故の場合～	20ページ
■保険金や給付金をお受取りいただけないその他の場合	21ページ

主な用語のご説明 22ページ

お問い合わせ先・インターネットサービス 巻末

I 保険金や給付金をもれなくご請求いただくために

以下の事例に該当する場合は保険金や給付金をお受取りいただける可能性があります。
ご請求やご不明点のお問い合わせは大同生命コールセンター（0120-789-503(通話料無料)）
までご連絡ください。

なお、以下の場合でも約款の定めなどによりお受取りいただけないことがあります。「Ⅲ. 保険金や給付金をお受取りいただける場合・いただけない場合」「ご契約のしおり 約款」をあわせてご確認ください。

疾病または事故により入院をした

- ◆入院一時金保険に加入されている場合
- ◆入院特約が付加されている場合

●所定の入院をされると、入院日数に応じた金額を「入院一時金」または「入院給付金」としてお受取りいただけます。

- ◆生活習慣病特約が付加されている場合
- ◆成人病特約が付加されている場合

●所定の生活習慣病(成人病)[※]で入院をされると、入院日数に応じた金額を「生活習慣病(成人病)入院給付金」としてお受取りいただけます。

※所定の生活習慣病(成人病)

- a.悪性新生物 b.糖尿病 c.心疾患
- d.高血圧性疾患 e.脳血管疾患

- ◆女性医療特約が付加されている場合

●所定の女性疾病で入院をされると、入院日数に応じた金額を「女性疾病入院給付金」としてお受取りいただけます。
例) 子宮筋腫・糖尿病・胆石症など



ご請求もれに注意

日帰り入院^{※1}

1泊2日の入院^{※2}

入院治療中に病院で亡くなった

※1 「無配当入院一時金保険」に加入または「無配当総合医療特約」が付加されている場合
※2 「短期入院特約」が付加されている場合

疾病または事故により手術を受けた

- ◆手術給付特約が付加されている場合
- ◆入院特約が付加されている場合

●所定の手術を受けられると、手術内容などに応じた金額を「手術給付金」としてお受取りいただけます。



ご請求もれに注意

入院を伴わない「日帰り手術」[※]

手術をした後病院で亡くなった

※例) 白内障手術

疾病または事故により放射線治療を受けた

- ◆放射線治療給付特約が付加されている場合
- ◆入院特約が付加されている場合

●所定の放射線治療を受けられると、治療内容に応じた金額を「放射線治療給付金」または「手術給付金」としてお受取りいただけます。

がんにより**抗がん剤治療**を受けた

◆抗がん剤治療給付特約が付加されている場合

●所定の抗がん剤治療を受けられると、「**抗がん剤治療給付金**」としてお受取りいただけます。

疾病または事故により**先進医療**による療養を受けた

◆先進医療技術料給付特約が付加されている場合

●先進医療による療養を受けられると、その技術料に応じた金額を「**先進医療給付金**」としてお受取りいただけます。
※先進医療は随時見直されますので、受療前に主治医の先生などにご確認ください。
※先進医療の種類や医療機関等について、詳しくは当社ホームページ『**先進医療情報ガイド**』(<http://www.senshin-daido-life.jp>)または厚生労働省のホームページをご確認ください。

特定難病を発病し**歩行運動処置**を受けた

◆ロボットスーツ歩行運動処置給付特約が付加されている場合

●特定難病を発病され、「歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)」を受けた場合、「**ロボットスーツ歩行運動処置給付金**」をお受取りいただけます。

不慮の事故により**障がい状態**となった

◆傷害特約が付加されている場合

●不慮の事故により事故日から180日以内に所定の身体障がい状態になられ、かつ回復が見込まれないときに、障がいの種目に応じた金額を「**障がい給付金**」としてお受取りいただけます。



障がい状態とは？

足を切断

片眼を失明

両耳の聴力を喪失

など



ご請求もれに注意

「人工骨頭」・「人工関節」の挿入置換

疾病により274日以上入院し、退院後に**自宅療養**をした

◆長期疾病保障付入院特約が付加されている場合

●疾病による入院が274日目となった日以後に退院をされると、30日分に相当する金額を「**疾病自宅療養給付金**」としてお受取りいただけます。

退院後120日以内に**通院**をした

◆通院特約が付加されている場合

●5日以上入院し、退院後120日以内に所定の通院をされると、通院日数に応じた金額を「**通院給付金**」としてお受取りいただけます(1入院に対して30日限度の支払となります)。

疾病または事故により**高度障がい状態**となった

◆高度障がい保険金をお受取りいただける保険、「無配当歳満期定期保険(生活障がい保障型)」、「重度就業不能保障定期保険」のいずれかに加入されている場合

●所定の高度障がい状態になられ、かつ回復が見込まれないときに、死亡保険金と同額を「高度障がい保険金」、「生活障がい保険金」、「重度就業不能保険金」のいずれかとしてお受取りいただけます。



高度障がい状態とは？

両眼を失明

両手を切断

下半身不随

喉頭を全摘出

など



ご請求もれに注意

中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居(立ったり座ったり)・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

疾病または事故により**要介護状態**となった

◆「無配当歳満期定期保険(生活障がい保障型)」または「終身介護保障保険」に加入されている場合

●「寝たきり」または「認知症」により所定の要介護状態になられると、「生活障がい保険金」または「介護一時金」・「介護年金」をお受取りいただけます。

◆「無配当介護収入保障保険」または「無配当終身介護保障保険」に加入されている場合

●「公的介護保険制度の要介護3以上の認定」を受けられる、または「寝たきり」または「認知症」により所定の要介護状態になられると、「介護年金」または「介護保険金」をお受取りいただけます。



寝たきりとは？

介助がなければ **歩行** がまったくできないか困難な状態で、以下の4項目のうち、2項目以上が介助がなければまったくできないか困難な状態

衣服の着脱

入浴

食物の摂取

排泄およびその後始末



認知症とは？

当社所定の **認知症** となり、意識障がいがない状態でも、以下の3項目のうちいずれかが正しく認識できない状態

時間

場所

人物

◆「無配当介護保障定期保険」に加入されている場合

●「公的介護保険制度の要介護3以上の認定」を受けられると、「介護保険金」をお受取りいただけます。

◆「無配当終身介護給付特約(軽度要介護保障付)」が付加されている場合(無配当終身介護保障保険のみ)

●下記のいずれかの状態になられると、「介護給付金」をお受取りいただけます。

- ①公的介護保険制度の要介護1以上の認定を受けた
- ②「歩行」「衣服の着脱」「入浴」「食物の摂取」「排泄およびその後始末」のうち、1項目以上が介助がなければまったくできないか困難な状態
- ③当社所定の「認知症」となり、意識障がいがない状態において時間・場所・人物のいずれかが正しく認識できない状態

がん・急性心筋梗塞・脳卒中と診断された

- ◆ 重大疾病保障保険、重度就業不能保障定期保険のいずれかに加入されている場合
- ◆ 重大疾病保障定期特約が付加されている場合

- がんに罹患したと診断された、または急性心筋梗塞・脳卒中のいずれかの疾病により所定の状態になると「重大疾病保険金」または「重度就業不能保険金」をお受取りいただけます。



「がんに罹患した」状態とは？

無配当重大疾病保障保険（がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型）または重度就業不能保障定期保険にご加入の場合

「悪性新生物（がん）^{*1}」のうち、次のいずれかに罹患したと医師によって診断確定された場合

- ① ステージ^{*2}Ⅲ期・Ⅳ期の悪性新生物
- ② 「特定癌」^{*3}

上記以外の重大疾病保障保険にご加入（または、重大疾病保障定期特約を付加）の場合

はじめて「悪性新生物（がん）^{*1}」に罹患したと医師によって診断確定された場合

- ※ 1 「上皮内癌」^{*4}・「悪性黒色腫以外の皮膚癌」は除きます。
- ※ 2 国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」に定められた「病期分類」をいいます。
- ※ 3 特定癌とは、次のいずれかに該当する悪性新生物をいいます。
 - ・約款で個別に規定したもの（一般的に予後が悪いとされている悪性新生物など）
 - ・他の臓器に転移^{*5}・再発したもの^{*6}
- ※ 4 上皮内癌でも、がんの部位によってはお受取りいただける場合もあります。
- ※ 5 転移には浸潤は含みません。
- ※ 6 リンパ節への転移・再発は遠隔転移・遠隔再発に限ります。



「急性心筋梗塞」による所定の状態とは？

急性心筋梗塞^(※)を発病し、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上（または死亡日まで）、その労働の制限を必要とする状態（軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと、医師によって診断された場合

※ 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞（狭心症などは除く）



「脳卒中」による所定の状態とは？

脳卒中^(※)を発病し、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上（または死亡日まで）、言語障がい、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと、医師によって診断された場合

※ 脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞

- ◆ 重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）が付加されている場合

- 上記の重大疾病保障に加えて、下記①～③の状態になると、「重大疾病治療給付金」をお受取りいただけます。
 - ① 「上皮内癌」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」に罹患したとき
 - ② 約款所定の急性心筋梗塞の治療を目的として入院を開始したとき
 - ③ 約款所定の脳卒中の治療を目的として入院を開始したとき



ご請求もれに注意

お亡くなりになる前に重大疾病に罹患したことがある場合、または、これらの疾病を直接の原因としてお亡くなりになった場合でも、重大疾病保険金・重大疾病治療給付金をお受取りいただける可能性がありますので、「当社所定の死亡証明書」または「死体検案書」などをご提出ください。

疾病または事故により**身体障がい者手帳**の交付を受けた

- ◆就業障がい保障保険、重度就業不能保障定期保険のいずれかに加入されている場合

- 1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けられると、「就業障がい保険金」または「重度就業不能保険金」をお受取りいただけます。

疾病または事故により**重度障がい状態**となった

- ◆重度障がい保障保険に加入されている場合
- ◆重度障がい保障定期特約が付加されている場合

- 所定の重度障がい状態になられると、「重度障がい保険金」をお受取りいただけます。



重度障がい状態とは？

両耳の聴力を喪失

心臓ペースメーカーの装着

永続的なインスリン治療の開始

など

余命6ヵ月以内と診断された

- ◆リビング・ニーズ特約が付加されている場合

- 余命が6ヵ月以内であると判断されると、死亡保険金額の全部または一部を「リビング・ニーズ特約保険金」としてお受取りいただけます。
※保険期間満了の日までの期間が1年以内の場合はご請求いただけません。

お亡くなりになる前に**入院・手術**をした

- ◆入院一時金保険に加入されている場合
- ◆入院特約が付加されている場合
- ◆手術給付特約が付加されている場合
- ◆入院特約が付加されている場合

- 所定の入院をされると、入院日数に応じた金額を「入院一時金」または「入院給付金」としてお受取りいただけます。
- 所定の手術を受けられると、手術内容などに応じた金額を「手術給付金」としてお受取りいただけます。



ご請求もれに注意

入院治療中に病院で亡くなった

手術をした後病院で亡くなった

疾病または事故により**お亡くなり**になった

- ◆死亡保険金(給付金)をお受取りいただける保険に加入されている場合

- 疾病または事故によりお亡くなりになられると、「死亡保険金(給付金)」をお受取りいただけます。

II 保険金や給付金のご請求手続きについて

■ ご請求手続きの流れ

ご請求手続きの流れは以下のとおりです。

ご請求内容によっては、郵送でお手続きいただくことも可能です。

ご請求手続きの流れ

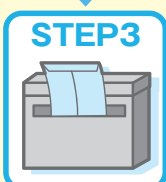
STEP1 ご準備



STEP2 当社へのご連絡



STEP3 書類のお届け



「お手続きのご案内」および「ご請求に必要な書類」をお届けします。

お客さまへお願い

- ご連絡いただいた際に、下記事項についてお伺いしますので、事前にご確認ください。

〈主なご確認事項〉

入院などをされた場合	亡くなられた場合
<ul style="list-style-type: none">◆保険証券番号 (契約が複数ある場合は全件)◆被保険者のお名前◆入院などをされた原因 (病気・事故)◆入院をされた期間 (入院日・退院日)◆手術・放射線治療などの有無	<ul style="list-style-type: none">◆保険証券番号 (契約が複数ある場合は全件)◆被保険者のお名前◆亡くなられた原因 (病気・事故)◆亡くなられた日◆受取人のお名前とご連絡先◆亡くなられる前の入院や手術の有無

- 受取人から当社へご連絡ください。お申出状況により、支社より対応させていただく場合があります。



大同生命コールセンター

0120-789-503 (通話料無料)

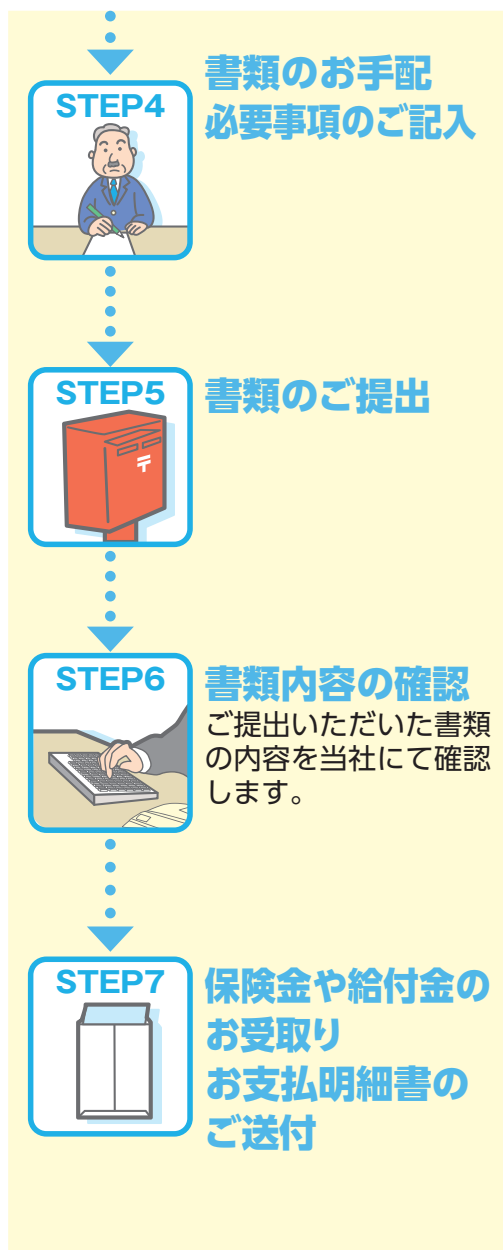


インターネットサービス

大同生命

検索

◎被保険者が受取ることとなる保険金や給付金などについて、被保険者が自らご請求できない所定の事情がある場合、あらかじめ指定された代理請求人が被保険者に代わってご請求いただけます。詳細は9ページをご参照ください。



- 診断書などを医療機関にお手配いただき、お届けした書類の必要事項をご記入のうえ押印ください。

◎ご請求内容などによって、必要な書類が異なります。
個別の必要書類につきましては、ご請求時にお渡しするご案内などでご確認ください。

- すべての書類が揃いましたら、当社へご提出ください。

- 「お支払明細書」を送付しますので、内容をご確認ください。

◎約款所定の支払事由に該当しないことにより保険金や給付金をお受取りいただけない場合、当社にて診断書取得費用相当額を負担します。詳細は10ページをご参照ください。

指定代理請求制度

被保険者が受取ることとなる保険金や給付金などについて、被保険者が自らご請求できない所定の事情がある場合、あらかじめ指定された代理請求人が被保険者に代わってご請求いただける制度です（受取人が法人の場合はご利用いただけません）。

ご請求いただける 保険金や給付金など

指定代理請求人がご請求いただける保険金や給付金などは次のとおりです。

- ◆被保険者が受取人となっている保険金・給付金・年金など
- ◆被保険者が契約者と同一である場合の保険料の払込の免除

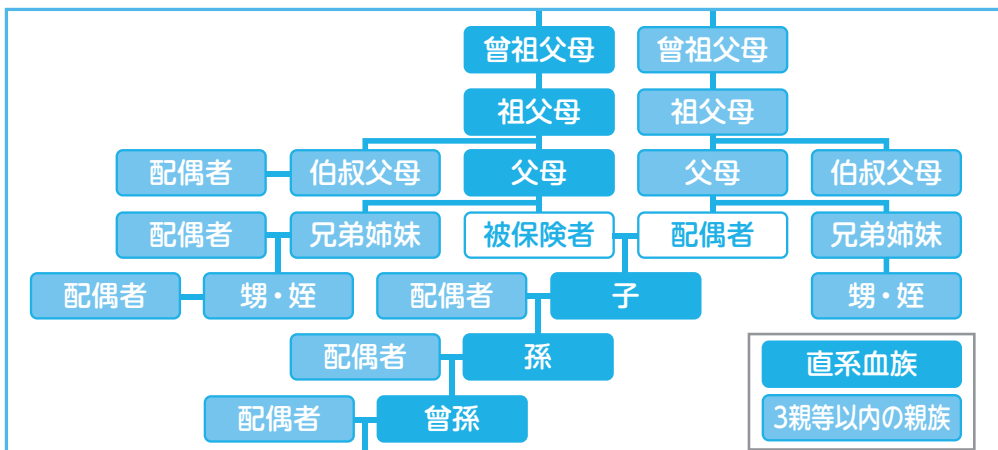
ご請求いただけない事情とは

- ◆被保険者が保険金や給付金のご請求を行う意思表示が困難な場合
- ◆被保険者が悪性新生物（がん）の告知を受けていない場合
- ◆被保険者が余命6ヵ月以内であることの告知を受けていない場合（リビング・ニーズ特約の特約保険金のご請求に限ります。）
- ◆その他これらに準じる状態であること

指定代理請求人の範囲

指定代理請求人はご請求時に次のいずれかの範囲の方であることが必要です。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の3親等以内の親族
- ④被保険者と同居または生計を一にしている人
- ⑤被保険者の財産管理を行っている人
- ⑥被保険者の療養看護に努める人
- ⑦死亡保険金等の受取人
- ⑧④～⑦と同等の特別な事情があると当社が認めた人



◎指定代理請求人がご請求時に上記のいずれにも該当されない場合は、ご請求いただけません。

■ご請求時の事実確認

入院・手術や死亡の原因、治療の経過や内容、事故の状況などについて、事実の確認をさせていただく場合があります（医療機関への確認を含みます）。その際、当社および委託会社の担当者が確認にお伺いすることがありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

■事実確認の際のご連絡

- ◆事実確認を行う場合は、確認させていただく事項と支払期限について文書にてご連絡させていただきます。
- ◆確認に20日超の日数を要する場合は、確認の進捗状況を文書にてご連絡させていただきます。

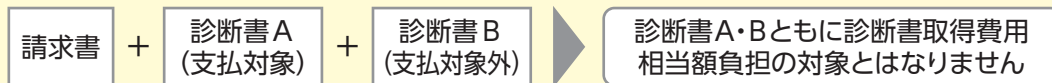
■診断書取得費用相当額を当社で負担する場合

■当社が負担させていただく場合

- ◆当社所定の診断書原本をご提出いただいたにもかかわらず、1回のご請求で保険金や給付金をまったくお受取りいただけなかった場合*、当社にて診断書取得費用相当額を負担させていただきます。

※複数の診断書のうち、お支払対象となる診断書がある場合には、当社負担はいたしません。

例えば



◎当社が診断書取得費用を負担させていただいた場合は、診断書原本を返却いたしません。

■当社が負担する診断書取得費用相当額

- ◆当社所定の診断書1枚につき、一律6,000円。

■ 保険金のお受取り方法

一時金受取

保険金の全額を一時に受取る方法です。年金受取やすえ置受取のお申し出がない場合には、この方法でのお受取りとなります。

年金受取

年金支払特約を付加されているご契約は、死亡保険金や高度障がい保険金などのご請求にあたり、年金による受取方法を選択していただけます。

契約者が個人のご契約は、お支払事由の発生後に年金支払特約を付加することも可能です（お支払事由の発生後に付加する場合は、年金お支払開始まで1年間の据置期間があります）。

すえ置受取

「すえ置制度」により、当社の定めた率を付利してすえ置き、後日受取ることができます。

◎年金受取・すえ置受取については、当社所定の基準にもとづいてお取扱いします。

事例

1

入院一時金

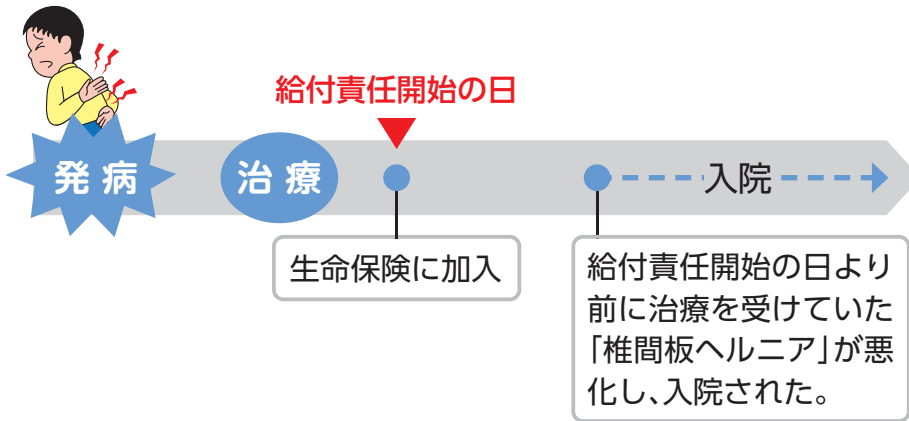
給付責任開始の日と発病時期

給付責任開始の日以後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院された場合。



お受取り
いただけます

給付責任開始の日より前に治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、給付責任開始の日以後に悪化し入院された場合。



お受取り
いただけません

解説

- ・入院一時金は、**給付責任開始の日より前に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合には、お受取りいただけません。**ただし、次の場合を除きます。
 - 給付責任開始の日より前に発病した疾病について、加入時に、「十分に正しく告知いただいた場合」や「被保険者が医師の診療や健康診断等で異常の指摘を受けたことがなく、かつ契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合」など。
 - 給付責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院である場合。
- ◎なお、高度障がい保険金等については、その原因が給付責任開始の日より前にあった場合、契約が給付責任開始の日から2年を超えて有効に継続いただいても、保険金をお受取りいただけません。

事例

2

入院一時金

1回の入院に対する支払限度

ご契約日:2023年(令和5年)6月2日以降の入院一時金保険の場合

短期入院保障型で、「大腸癌」で40日間入院され、**退院から40日後**に再び同じ「大腸癌」で20日間入院された場合。

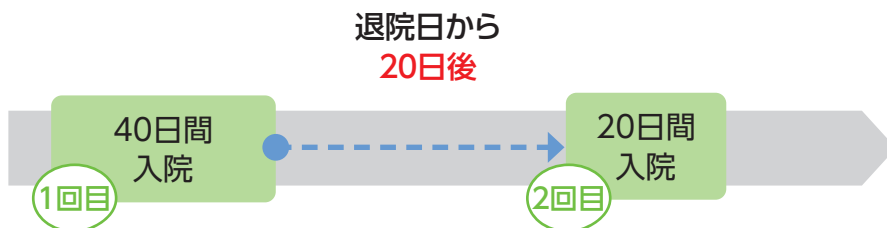


お受取り
いただけます

退院日の翌日から**30日経過後**に再入院された場合、**別入院**として扱います。

1回目の入院は入院一時金額×200% お受取りいただけます。
2回目の入院は入院一時金額×100%

短期入院保障型で、「大腸癌」で40日間入院され、**退院から20日後**に「肺炎」で20日間入院された場合。



2回目の入院は
お受取り
いただけません

退院日の翌日から**30日以内**に再入院された場合、原因を問わず**継続した1回の入院**として扱います。

1回目の入院は入院一時金額×200%をお受取りいただけますが、
2回目の入院は1回目と通算される結果、支払限度(200%)を超過するため、お受取りいただけません。

解説

- 入院一時金保険における1回の入院に対する支払限度は次のとおりです。
短期入院保障型:入院一時金の最大2回分(入院一時金額×200%)
長期入院保障型:入院一時金の最大6回分(入院一時金額×600%)

事例 3

手術給付金

公的医療保険の手術に列挙されている手術等

ご契約日(特約付加)日:2023年(令和5年)6月2日以降の手術給付特約の場合

下記事例は、公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」に「手術料」の算定対象として列挙されている診療行為が手術給付金のお受取りの対象となる「手術給付特約」の場合の例です。このタイプの特約では、公的医療保険制度における「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療に該当する診療行為も手術給付金のお受取りの対象となります。

次の手術を受けられた場合。

■公的医療保険に「手術料」として列挙されている手術

例えば **目(角膜・強膜異物除去術)**

鼻(鼻腔粘膜焼灼術)

耳(鼓膜切開術) など

外来・入院中
にかかわらず
お受取り
いただけます

次の手術を受けられた場合。

■公的医療保険に「手術料」として列挙されていない手術

例えば **レーシック手術
(レーザー屈折矯正手術)** など

お受取り
いただけません

解説

- ・公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」に「手術料」の算定対象として列挙されている診療行為であっても、抜歯手術はお受取りの対象となりません。
- ・先進医療に該当する診療行為であっても、「診断および検査を直接の目的とした診療行為」および「注射、点滴、全身的(局所的)薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為^{*}」はお受取りの対象となりません。

※「放射線照射および温熱療法による診療行為」は手術給付金のお受取りの対象となりませんが、放射線治療給付特約では放射線治療給付金のお受取りの対象となります。

給付責任開始の日以後に発病した「脳出血」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排泄やその後始末、衣服の着脱・起居（立ったり座ったり）・歩行・入浴のすべてにおいて、**自力ではまったく不可能**で、常に他人の介護を要する状態に該当し、**回復の見込みがない**場合。

**お受取り
いただけます**

「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻ひが生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも他人の介護を要する状態であるものの、右半身は動かすことができ、食物の摂取や衣服の着脱・起居（立ったり座ったり）は**自力で行える**場合。

「くも膜下出血」によって右半身の麻ひが生じ、食物の摂取、排泄やその後始末、衣服の着脱・起居（立ったり座ったり）・歩行・入浴のすべてにおいて、自力ではまったく不可能で、他人の介護を要する状態に該当するが、その状態に該当してから1年以内であり、**回復の見込みがある**場合。

（上記の状態に該当してから1年以上継続しているときは、「回復の見込みがある場合」でもお受取りいただける可能性があります。）

**お受取り
いただけません**

・高度障がい保険金は、給付責任開始の日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故によって、約款に定める高度障がい状態に該当し、かつ回復が見込まれないときにお受取りいただけません。

記載の事例は、約款「(3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの」に関する事例です。

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

「お受取りいただけない場合」の例では、「食物の摂取や衣服の着脱・起居は自力で行える」・「今後の回復の見込みがあり、終身常に介護を要する状態ではない」ため、高度障がい保険金の支払事由には該当しません。

なお、高度障がい保険金のお支払の対象となる約款所定の障がい状態は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なる場合があります。

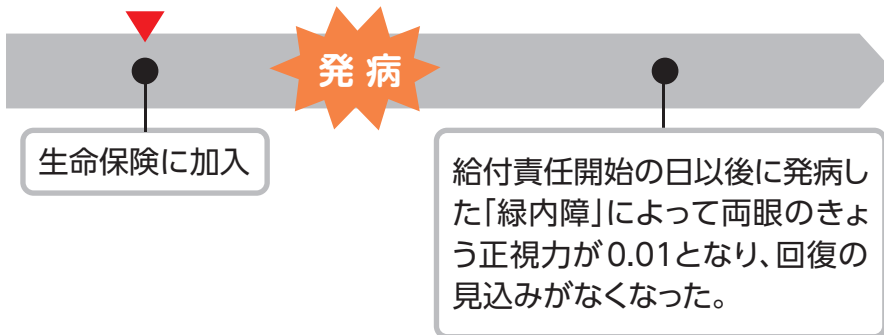
参考

身体障がい者福祉法などに定める障がい等級1級には「心臓ペースメーカー（心臓機能障がい）」・「人工透析（じん臓機能障がい）」などがありますが、これらの障がい状態のみでは、約款所定の「常に介護を要するもの」には該当しません。

事例 5 高度障がい保険金 給付責任開始の日と発病時期

給付責任開始の日以後に発病した「緑内障」によって両眼のきょう正視力が0.01となり、回復の見込みがない場合。

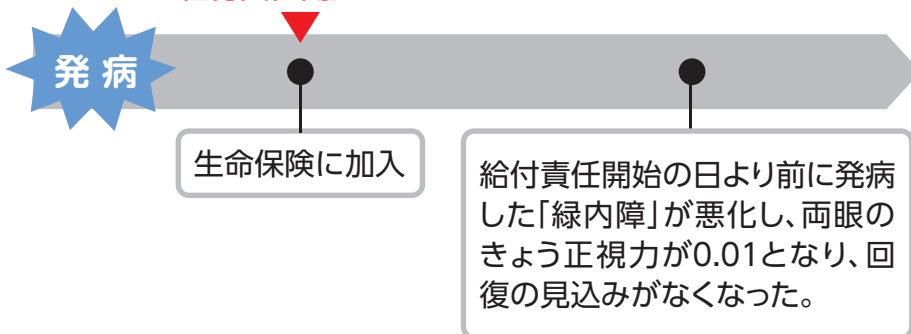
給付責任開始の日



お受取り
いただけます

給付責任開始の日より前に発病していた「緑内障」が悪化し、給付責任開始の日以後に両眼のきょう正視力が0.01となり、回復の見込みがない場合。

給付責任開始の日



お受取り
いただけません

解説

・高度障がい保険金は、給付責任開始の日より前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病^(※)を原因とする場合、約款所定の高度障がい状態に該当しない場合、または回復の見込みがある場合にはお受取りいただけません。「お受取りいただけない場合」の例では、失明の原因となった「緑内障」が、給付責任開始の日より前に発病していたため、高度障がい保険金の支払事由には該当しません。

※ただし、給付責任開始の日より前に発病した疾病について、加入時に、「十分に正しく告知いただいた場合」や「被保険者が医師の診療や健康診断等で異常の指摘を受けたことがなく、かつ契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合」などは除きます。

悪性新生物(がん)の事例

給付責任開始の日以後に、はじめて「胃癌」にかかり、診断確定された場合。

◎「無配当重大疾病保障保険(がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型)」・「重度就業不能保障定期保険」の場合は、対象となる保障範囲が異なりますので、下記の解説をご確認ください。

所定の状態の継続要件

給付責任開始の日以後に、脳卒中を発病し、その後遺症として生じた左半身の麻痺が60日以上継続したと診断された場合。

お受取り
いただけます

悪性新生物(がん)の事例

給付責任開始の日以後に、はじめて「上皮内癌」(下記解説の※2参照)にかかり、診断確定された場合。

所定の状態の継続要件

給付責任開始の日以後に、脳卒中を発病したものの、後遺症が生じなかった場合。

お受取り
いただけません

解説

・悪性新生物(がん)による重大疾病保険金は、保険期間中に、はじめて約款所定の悪性新生物^{※1}に罹患し、診断確定された場合にお受取りいただけます。この所定の悪性新生物には「上皮内癌」^{※2}および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」は含まれませんので、保険期間中にこれらに罹患したとしても重大疾病保険金をお受取りいただけません。

※1「無配当重大疾病保障保険(がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型)」・「重度就業不能保障定期保険」にご加入の場合は、「ステージⅢ期・Ⅳ期の悪性新生物」または「約款に定める特定癌」に罹患し、診断確定された場合にお受取りいただけます。

※2 上皮内癌でも、がんの部位によってはお受取りいただける場合もあります。

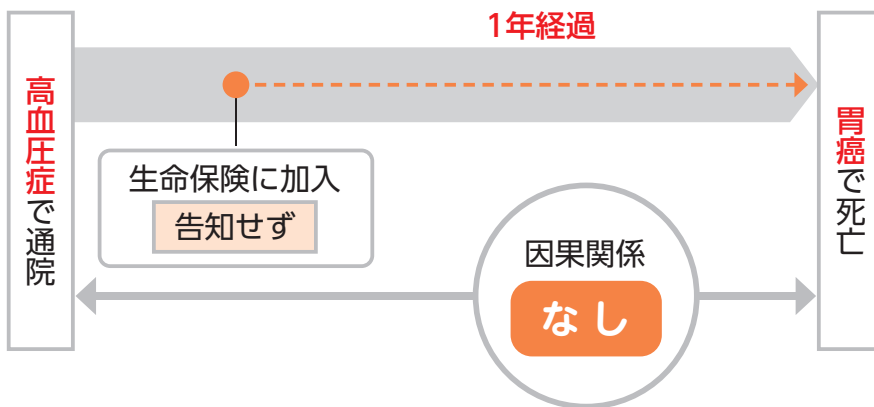
・脳卒中による重大疾病保険金は、保険期間中に、約款所定の脳卒中を発病し、言語障がい、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が60日以上継続したと診断された場合にお受取りいただけます。したがって、脳卒中を発病していても、後遺症が生じなかった場合や、後遺症が60日以上継続したと診断されなかった場合は重大疾病保険金をお受取りいただけません。

事例 7

死亡保険金

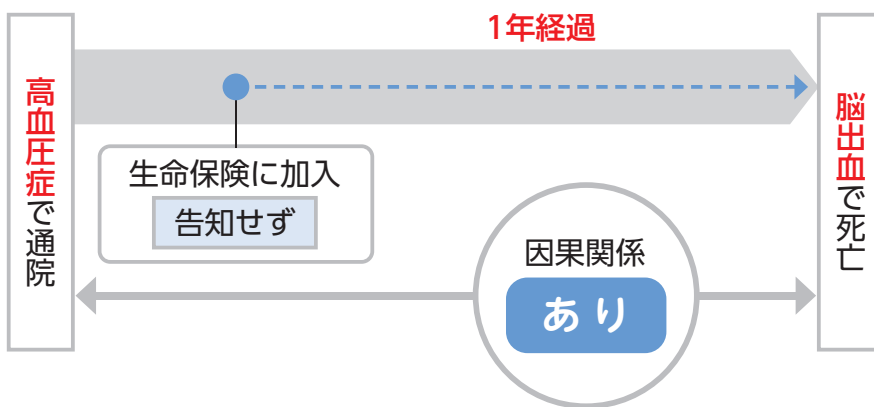
告知義務違反の場合

契約前の「高血圧症」での通院(血圧降下剤服用中)について、告知書で**正しく告知せず**に加入され、契約から1年後、「高血圧症」とはまったく因果関係のない「**胃癌**」で死亡された場合。



お受取り
いただけます

契約前の「高血圧症」での通院(血圧降下剤服用中)について、告知書で**正しく告知せず**に加入され、契約から1年後、「高血圧症」を原因とする「**脳出血**」で死亡された場合。



お受取り
いただけません

解説

- ・ご契約いただく際には、そのときの被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、契約は解除となり、死亡保険金をお受取りいただけません。
- ・告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、医学上まったく因果関係が認められない場合には、死亡保険金をお受取りいただけます。
- ・無配当一時払通増終身保険の場合、告知は不要です。

給付責任開始の日から**2年経過後**に自殺された場合。



給付責任開始の日から**1年経過後**に自殺された場合。



解説

- ・給付責任開始の日からその日を含めて2年以内(ただし、契約日・更新日が1999年(平成11年)12月1日以前の場合は1年以内)の被保険者の自殺による場合には、死亡保険金をお受取りいただけません。
- ・自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障がいがあり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときには、死亡保険金をお受取りいただけることもありますので、当社までお問い合わせください。

事例

9

災害死亡保険金 不慮の事故の場合

被保険者の不注意

居眠り運転をしていて路肩に衝突し、死亡された場合。



軽度の酒酔い状態で歩行中の事故

酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していたが、走行してきた車にはねられて死亡された場合。



お受取り
いただけます

被保険者の重大な過失

危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡された場合。



泥酔状態を原因とする事故

泥酔して道路上で寝込んでいるところ、車にはねられて死亡された場合。



お受取り
いただけません

解説

- ・契約(特約)により、災害死亡保険金をお受取りいただけない場合(免責事由)を約款に定めており、そのいずれかに該当する場合には、災害死亡保険金をお受取りいただけません。
(一般的にお受取りいただけない例)
 - ・契約者・被保険者の故意または重大な過失による場合。
 - ・被保険者の精神障がいの原因とする場合。
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする場合。
- ・「重大な過失」とは、著しい不注意をいいます。重大な過失の判断にあたっては、客観的・一般的な角度から著しい不注意にあたるか否か、個別的な特殊事情があるかどうかなどを考慮し、慎重に判断します。

保険金や給付金をお受取りいただけないその他の場合

契約が失効した場合

◆契約が失効した場合、保険金や給付金をお受取りいただけません。

◎次の場合に、契約が失効となります。

- ・保険料の払込がないまま払込猶予期間を過ぎたとき
- ・契約者に対する現金貸付金の元利合計額が契約の解約払戻金をこえ、その後所定の金額の払込がないとき

詐欺により取消となった場合

◆契約者や被保険者または受取人が詐欺により、契約の締結、復活または復旧をされたものと認められる場合、その契約が取り消されることとなり、保険金や給付金をお受取りいただけません。また、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

不法取得目的により無効となった場合

◆契約締結の状況、契約成立後の給付金の請求の状況などから判断して、契約者が保険金や給付金を不法に取得する目的、または他人に保険金や給付金を不法に取得させる目的で契約の締結、復活または復旧をされたものと認められる場合、その契約は無効となり、保険金や給付金をお受取りいただけません。また、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

重大事由により解除となった場合

◆重大事由に該当し、契約(特約を含みます)が解除された場合、保険金や給付金をお受取りいただけません。

◎次の場合に、重大事由に該当します。

- ・保険金や給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき
- ・保険金や給付金の請求に関して詐欺行為があったとき
- ・契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- ・契約者、被保険者または受取人に対する当社の信頼を損ない、契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があったとき

主な用語のご説明

用語	説明
約款	当社があらかじめ定めた保険契約の内容(とりきめ)のことです。約款には、基本的なとりきめを記載した「普通保険約款」と、主契約に付加することができる「特約」があります。
主契約と特約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法(経路)など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
契約者	当社と保険契約を締結し、契約上のいろいろな権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料支払義務)を持つ人のことをいいます。
被保険者	保障(保険)の対象となる人のことをいいます。
受取人	保険金を受取る人のことをいいます。なお、契約者が保険金受取人として指定し、保険証券に表示されている人を指定受取人といいます。
死亡保険金	被保険者が死亡されたときにお受取りいただけるお金のことです。
給付金	不慮の事故により身体に障がいが生じたときまたは不慮の事故や疾病により入院や手術もしくは通院をされたときなどにお受取りいただけるお金のことです。
保険料	契約者からお払い込みいただくお金のことです。
告知日	契約申込みの際などに被保険者から、ご自身の健康状態などについて当社に告知していただく日のことをいいます。
給付責任開始の日	契約の保障が開始される日のことをいいます。
契約日	契約日は契約締結の際の給付責任開始の日としますが、保険種類や保険料の払込方法などによっては、別の日を契約日とすることがあります。
保険期間	当社が保障を行う期間(給付責任を負う期間)のことをいいます。保険期間は契約日(契約を更新した場合は更新日)から始まります。
告知義務と告知義務違反	当社が質問する事項について、被保険者が自身の健康状態などの事実をありのままに正しくもれなく告知いただく義務のことを「告知義務」といいます。当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により、事実を告げなかったり、事実と異なる内容の告知をした場合には、「告知義務違反」として契約が解除されることがあります。
支払事由	保険金や給付金をお受取りいただける場合のことです。
免責事由	支払事由が発生しても、保険金や給付金をお受取りいただけない場合のことです。
解除	告知義務違反があった場合などに、当社が契約を消滅させることをいいます。
失効	保険料のお払込がないまま払込猶予期間が過ぎた場合や、契約者に対する現金貸付金の元利合計額が解約払戻金をこえ、かつ所定の金額の払込がなかった場合に、契約の効力が失われ、保障がなくなることをいいます。
復活	失効した契約をもとの有効な状態に戻すことをいいます。

保険金・給付金に関するお問い合わせ先

大同生命コールセンター

0120-789-503 (通話料無料)

受付時間 9:00～18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

※プライバシー保護のため、お問い合わせは**契約者ご本人**、**ご家族登録制度のご登録者**または**保険金などの受取人ご本人**よりお願いいたします。

※お問い合わせの内容によっては、支社より対応させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。



インターネットサービス

当社ホームページの「インターネットサービス」でも、ご加入の生命保険に関する各種お手続きをご利用いただけます。

DAIDO 大同生命保険株式会社

本社(大阪) 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

(2023.6) No.43936 EI

